

参考資料

朝明衛生センター包括管理運営業務
委 託 契 約 書

令和 7 年 月

朝明広域衛生組合

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約書(案)

(基本条項)

1 委託業務の名称 朝明衛生センター包括管理運営業務委託

2 委託業務の場所 三重郡川越町大字高松1508番地

3 委託期間 契約締結の日 から 令和13年3月31日まで

4 委託料金 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 *** , *** , *** 円〕
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料に
10/110を乗じて得た額である。
([] の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。)

5 委託料の支払方法 部分払いの回数59回以内及び完了払

6 契約保証金 免除

上記の委託契約について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、朝明広域衛生組合契約施行規則（平成8年3月12日規則第2号）及び添付約款（以下、本書記載の基本条項及び朝明衛生センター包括管理運営業務委託約款をあわせて、「本件契約」という。）によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本件契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する

令和7年 月 日

委託者 三重郡川越町大字高松1508番地
朝明広域衛生組合
組合長 森 智 広 印

受託者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名 印

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約 約款

目 次

第1章 総則

第1条	(総則)	1
第2条	(権利義務の譲渡等の禁止)	1
第3条	(著作権の譲渡等)	1
第4条	(特許権等の使用)	1
第5条	(一括委託の禁止)	2
第6条	(履行報告)	2
第7条	(善管注意義務及び近隣対応)	2

第2章 本施設の運営

第8条	(許認可、届出等)	3
第9条	(関係法令の遵守)	3
第10条	(総括責任者)	3
第11条	(人員の確保)	3
第12条	(責任者の選任と職務)	3
第13条	(従業員の労務管理)	4
第14条	(従業員の安全衛生管理)	4
第15条	(総括責任者等に対する措置要求)	4
第16条	(本件契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)	4
第17条	(業務の範囲)	4
第18条	(準備期間及び履行期間)	4
第19条	(業務実施計画書及びマニュアル類の作成、改訂)	4
第20条	(業務の引継ぎ・運営準備)	5
第21条	(分析・測定)	5
第22条	(精密機能検査)	5
第23条	(本施設の使用、貸与品等)	6
第24条	(甲の検査)	6
第25条	(異常事態への対応)	6

第3章 要求水準の未達等

第26条	(性能未達及び業務不履行)	7
------	-------------------------	---

第4章 業務の報告等

第27条	(業務の報告)	7
第28条	(履行遅延の届出、遅延賠償金)	7

第5章 委託料

第29条（委託料の支払い）	8
第30条（委託料の精算）	8

第6章 法令変更

第31条（法令変更）	8
------------	---

第7章 履行期間終了時の取扱い等

第32条（次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ）	8
第33条（履行期間終了時の引渡条件）	9
第34条（履行期間終了時の確認）	9

第8章 特定の違法行為

第35条（特定の違法行為に対する措置）	9
---------------------	---

第9章 債務不履行、業務内容の変更、契約解除等

第36条（乙の債務不履行）	10
第37条（業務内容の変更）	10
第38・39条（甲の契約解除権）	10
第40条（甲による解除の場合の違約金）	12
第41条（特定の違法行為に対する契約解除権）	13
第42条（乙の契約解除権）	13
第43条（不可抗力、法令変更等の場合の解除）	13
第44条（解除に伴う対応）	13
第45条（損害賠償等）	14

第10章 その他

第46条（第三者への損害）	14
第47条（保険）	14
第48条（公租公課の負担）	14
第49条（秘密の保持）	14
第50条（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）	14
第51条（契約外の事項）	15

別紙1 委託料支払明細表	16
--------------	----

別紙2 保険の加入	18
-----------	----

その他

- 1 【注意事項】
- 2 〔別紙〕 個人情報取扱注意事項
- 3 業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約書の条項

第1章 総則

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、本件契約等（本件契約、要求水準書をいう。以下同じ。）に従い、契約を履行しなければならない。
- 2 本件契約、要求水準書の間に齟齬がある場合、本件契約、要求水準書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 乙は、本契約等記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、甲はその委託料を支払うものとする。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 本件契約の各条項等の用語の定義については、要求水準書に準ずるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(著作権の譲渡等)

- 第3条 乙は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下（「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。
- (1) 成果物の内容を自由に公表すること。
- (2) 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
- 3 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (1) 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
- (2) 成果物の内容を公表すること。
- (3) 成果物を使用又は複製すること。
- 4 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

(特許権等の使用)

- 第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその

材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（一括委託の禁止）

第5条 乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、前項の委託又は請負に関して、合理的な範囲で、乙に対して、当該契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限らない。）その他の事項の説明を求めることができる。

4 第2項の規定による委託又は請負は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った第三者がさらに業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（履行報告）

第6条 乙は、要求水準書の定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（善管注意義務及び近隣対応）

第7条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件契約等に基づき、周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう業務を実施しなければならない。

2 業務に対する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の住民反対運動等については、甲の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、乙は、必要な協力を行うものとする。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合、自己の責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。

4 乙は、本件施設の補修又は更新の実施に当たっては、自己の責任及び費用において、本件施設の運営に伴って発生する有害物質や騒音、振動等、その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じるとともに、近隣住民等への対応や苦情対応等を適切に行わなければならない。

第2章 本施設の運営

（許認可、届出等）

第8条 乙は、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。ただし、甲が取得・維持すべき許認可等及び甲が提出すべき届出は除くものとする。

2 乙は、前項の本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、甲に対し書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得、届出、その他維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

（関係法令の遵守）

第9条 乙は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（総括責任者）

第10条 乙は、業務の管理を行う総括責任者として、要求水準書に規定する資格を有する者を配置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも、同様とする。

2 総括責任者は、本件契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第15条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びに本件契約の解除に係る権限を除き、本件契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 総括責任者が不在時においては、副総括責任者が業務履行上の現場責任者代行とし、総括責任者の代わりとして常駐しなければならない。

また、総括責任者が不在となる時は、事前に甲に報告しなければならない。

（人員の確保）

第11条 乙は、要求水準書に基づく業務の履行にあたって必要とされる人員及び有資格者を確保し、本件契約の終了まで、これを維持する。

（責任者の選任と職務）

第12条 乙は、委託業務履行において総括責任者及び副総括責任者を選任しなければならない。選任された責任者は、委託業務の最高責任者として常に、従業員の指導監督を適切に行うとともに従業員の資質向上に努め、業務内容を的確に把握しなければならない。

（従業員の労務管理）

第13条 乙は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、従業員の労務管理に万全を期するとともに、一切の責任を負うものとする。

（従業員の安全衛生管理）

第14条 乙は、業務上危険性が伴う作業については、従業員に対して常に労働安全衛生に係る指導と向上を図り、事故防止に努めなければならない。

（総括責任者等に対する措置要求）

第15条 甲は、乙の総括責任者、使用人若しくは第5条第2項の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、甲の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（本件契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務）

第16条 乙は、乙による業務の内容が本件契約等又は甲の指示若しくは甲、乙協議の内容に適合しない場合において、甲が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 前項の場合において、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の範囲）

第17条 甲は、委託期間において、業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙の行う業務範囲は本件契約等による。

2 乙は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、要求水準書に規定された仕様及び性能を満たし、労働災害等を発生させないように適正に業務を行わなければならない。

（準備期間及び履行期間）

第18条 委託期間のうち、業務を履行するに当たって行う準備期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとし、履行期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（業務実施計画書及びマニュアル類の作成、改訂）

第19条 乙は、準備期間中に業務実施計画（運営管理計画、運転管理計画、施設保全

計画、用役及び物品類調達・管理計画、その他業務計画、その他履行計画をいう。以下同じ。)を甲と協議して作成し提出するものとする。

- 2 乙は、各年度末(履行最終年度を除く。)に業務実施計画の見直し・変更等について甲と協議を行うものとする。
- 3 業務履行期間中に業務実施計画を変更する必要性が生じた場合は、甲と協議するものとする。
- 4 乙は、準備期間中にマニュアル類(運転管理マニュアル、施設保全マニュアル、緊急対応マニュアル、事故対応マニュアルをいう。以下同じ。)を甲と協議して作成し提出するものとする。
- 5 乙は、施設の運転に合わせてマニュアル類を改善、又は変更する場合は、甲と協議するものとする。
- 6 乙は、業務の結果が本件契約等を満たさないときに、単に業務実施計画書及びマニュアル類に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(業務の引継ぎ・運営準備)

- 第20条 乙は、業務委託契約締結後直ちに、準備期間における本施設運営引継の計画書(以下「準備計画書」という。)を作成し、準備計画書に従い、業務引継ぎ、運転人員の確保、教育訓練等、業務履行開始のために必要な準備業務を行うものとする。
- なお、準備業務に係る費用は、乙の負担とする。

(分析・測定)

- 第21条 乙は、履行期間中、自己の負担により、本件契約等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本件施設に係る分析・測定を実施しなければならない。
- 2 乙は、本件契約等に記載の項目及び頻度により前項の分析・測定を実施する。甲は事前に乙に通知したうえで、当該分析・測定に立ち会うことができる。
 - 3 甲は、前2項の分析・測定について、計測項目のいずれかの測定値が、規制値及び基準値に近い値を示し規制値及び基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は分析・測定項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な運転に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、乙に分析・測定頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、甲が測定値に応じて決定するものとする。
- なお、分析・測定頻度の増加に伴う費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、要求水準書で示されている項目で、分析・測定等の計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は甲が合理的に要求する場合、自らの責任及び費用により、分析・測定等を実施し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。

(精密機能検査)

- 第22条 乙は、自らの費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用の度合い等について、3年に1回以上、第三者機関による精密機能検査を受けなければならない。また、精密機能検査の終了後は、遅滞なく報告書を作成し、甲に提出する。

(本施設の使用、貸与品等)

- 第23条 甲は、乙に対し、履行期間中、本施設、備品等のうち業務履行に必要な限度において使用させることができる。使用に伴う維持管理費用の一切は乙が負担するものとする。
- 2 乙は、業務の履行のために必要な管理棟施設及び敷地内駐車スペースを履行期間中甲の承認を得て無償で使用する事ができる。
- 3 甲は、業務の履行のために必要と認めた備品、図書等は無償で貸与するものとする。
- 4 乙は、前項の貸与品（以下、「貸与品」という。）の引渡しを受けたときは、速やかに、甲に借用書を提出しなければならない。
- 5 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 6 乙は、業務の終了時、又は本件契約が解除となった場合、その他甲が必要と認める場合は、直ちに貸与品を甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、故意又は過失により貸与品が紛失若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 8 甲は、準備期間終了時点において本施設に残存する薬品、消耗品等について、業務に必要と求めたものについては、履行期間中、乙に使用させることができる。
- 9 乙は、業務の終了時、又は本件契約が解除となった場合等における本施設の引き渡しに当たって、前項において使用した薬品、消耗品等については、同等、同数量以上のものを甲へ引き渡すものとする。

(甲の検査)

- 第24条 甲は、乙の業務実施状況を確認するための運営モニタリングを行う。乙は、甲が行う運営モニタリングに協力するものとする。。
- 2 甲は、前項の定めに関わらず、自己の負担により、本施設の検査を行うことができる。この場合、甲は、乙の通常の営業時間内に、乙に対する事前の通知を行ったうえで本施設へ立ち入り検査、計測等を行う。
- 3 第2項の規定に関わらず、乙が行う業務の履行に疑義が生じたと甲が判断した場合又は甲が緊急を要すると判断した場合は、甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、本施設へ立ち入り検査、計測等を行うことができる。
- 4 甲は、当該検査及び計測の業務を、法的資格を有する第三者に委託することができる。

(異常事態への対応)

- 第25条 乙は、業務の履行に際して、本施設の故障、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、竜巻、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象であつて、通常の見込み可能な範囲外のものであつて、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。以下同じ。）による損害発生、その他要求水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 2 乙は、異常事態が生じた原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。
- 3 甲は、前項による乙の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生の事実関係の調査、原因の究明及び責任の分析等を行うことができる。この場合、

乙は、甲に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。

- 4 本施設が運転管理計画外の停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。

第3章 要求水準の未達等

（性能未達及び業務不履行）

- 第26条 要求水準書に規定する「性能未達」が生じていることが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、原因の究明に努め、要求水準を達成するよう業務の改善、本施設の修繕等を行わなければならない。
- 2 要求水準書に規定する「性能未達」又は「減額対象の業務不履行」が生じた場合、当該月の委託料の100分の10に相当する額を減額する。

第4章 業務の報告等

（業務の報告）

- 第27条 乙は、本件契約等に従い、本件施設の運転管理に関する日報、月報、年報等の作成、施設保全計画に基づく定期点検整備及び修繕等の実施状況の報告、その他業務の実施及び日報、月報、年報その他の各種報告書等の速やかな提出により、甲に対して業務の履行報告を行わなければならない。
- 2 甲は、日報、月報及び年報並びに運転管理・点検整備等の実施状況の内容に疑義があると認める場合、その他乙が本件契約等に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、乙に説明を求めることができる。この場合、甲は、乙に対し、本件施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 乙は、各種報告書及びその他乙が本件契約等に基づき作成する書類につき、運営管理期間中適正に保管するものとする。

（履行遅延の届出、遅延賠償金）

- 第28条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあるときは、乙は、速やかにその旨を甲に届け出て、履行期限延長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙から履行期限延長前の履行期限（以下「当初の履行期限」という。）から遅延する日数（以下「遅延日数」という。）1日につき委託料に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息」という。）を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、部分引渡し等がある場合には、遅延日数1日につき委託料の総額から当初の履行期限内に引渡し等を受けた部分に係る委託料を控除した額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を、又は単価契約等の場合には、遅延日数1日につき当初の履行期限内に完了できなかった業務の部分に係る委託料の額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。

第5章 委託料

（委託料の支払い）

第29条 委託料の支払いは、毎月払いとする。

- 2 甲は、乙より委託料の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 委託料の年度及び月別支払額は、別紙1によるものとする。

（委託料の精算）

第30条 要求水準書に定めるところにより、社会経済状況の変化等に応じて契約内容及び委託料に大幅な不都合、不合理が生じた場合、甲乙が協議して委託料の精算を行うことができる。ただし、消費税の改定があるときは、契約変更を行うものとする。

- 2 委託料の精算は、単年度毎に精算額の算出を行い、最終年度において総額を精算するものとする。
- 3 乙は、本件契約締結後直ちに、要求水準書に基づき、前項の委託料の精算が発生した場合に適用する精算マニュアルを作成し、甲の承諾を得ること。
- 4 精算マニュアルにない不都合、不整合が生じた場合、甲乙協議して、項目の追加等の改訂を行うものとする。

第6章 法令変更

（法令変更）

第31条 甲は、本件契約締結後に法令変更（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいう。）が行われ、乙の業務の実施に追加費用が生じるときは、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

- 2 契約期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。
 - （1）乙が受けることとなる影響
 - （2）法令変更に関する事項の詳細
- 3 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本件契約の変更やその他の報告された事態に対する費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
- 4 法令変更により、要求水準書、業務実施計画及びマニュアル類等の変更が可能となり、かかる変更により乙の業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、業務実施計画及びマニュアル類等の変更を行い、委託料を減額する。
- 5 前項により、減額される委託料については、甲、乙協議により決定する。

第7章 履行期間終了時の取扱い等

（次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ）

第32条 乙は、履行期間終了に当たり、次期包括管理運営業務受託者への引継事項を記載した文書を作成し、甲へ提出する。また、業務引継ぎに際して甲が協力を求めた場合は、これに協力するものとする。

なお、次期包括管理運営業務受託者が、乙と同じの場合はこの限りではない。

- 2 乙は、履行期間終了の前年度末までに、業務履行期間終了後5年間の設備修繕計画を作成し、甲に提出する。

（履行期間終了時の引渡条件）

第33条 乙は、履行期間終了時において、本施設が継続して要求水準書を満たしながら運転できる状態で、甲に引き渡す。

- 2 乙は、引渡し条件を満足していることを確認するため、引渡性能試験を行い、甲に報告する。
- 3 乙は、履行期間終了後1年の間に、本施設に関して乙の責めに帰すべき事由により要求水準書の未達成が発生した場合には、乙の費用により改修等必要な対応を行う。
ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 4 引渡し時のその他の条件は、要求水準書によるほか、甲、乙協議により決定する。

（履行期間終了時の確認）

第34条 履行期間終了時には、甲は乙から提出された業務計画の実施状況を確認し、乙による本件施設の引渡性能試験等の結果を踏まえて、次の各号に掲げる確認を行い本施設が適切な状態となっていることを確認する。

（1）本施設の機能状況の確認

（2）大規模修繕を含む本施設の耐用度の確認

- 2 前項の確認の結果、本件施設が、乙の責めに帰すべき事由により本来有すべき基本性能を欠いている場合には、乙は、自己の費用負担により、必要な修繕等を実施し、甲の確認を受けるものとする。

第8章 特定の違法行為

（特定の違法行為に対する措置）

第35条 乙は、本件契約の入札（見積り）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。本件契約終了後においても同様とする。

- （1）本件契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- （2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本件契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本件契約に関し、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第9章 債務不履行、業務内容の変更、契約解除等

（乙の債務不履行）

第36条 乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、甲は、乙に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出又は実施を求めることができる。

（業務内容の変更）

第37条 甲は、必要があると認めたときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（甲の契約解除権）

第38条 甲は、必要と認めたときは、事前に乙に通知することにより、本件契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に生じた損害を補償する責めを負う。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に催告することなく、本件契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙が甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が第42条第1項の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙又は乙の代理人、その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本件契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (6) 乙が本件契約に違反している場合（要求水準書に定める各水準の未達成を含む。）において、乙が再び業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるとき、又は甲が第36条の規定に基づき、乙に対して、一定期間を設けて改善勧告をしたにもかかわらず、当該期間内に改善することができなかつたとき。
- (7) 乙が業務を放棄したと認められるとき。
- (8) 乙が倒産し、又は乙の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務の履行継続が困

難と合理的に考えられるとき。

- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 前各号の他、本件契約の重大な違反又は抵触があるとき。

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。違約金の額については、第40条第1項の規定により算定した金額とする。

- (1) 前条の規定により、この本件契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの本件契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

第38条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、本件契約の相手方として不適当であると認められるときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者、及びその支配人をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認める法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表1に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表 1 に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙又は乙の役員等若しくはその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行つたと認められるとき。
 - (8) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第 1 のいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。
 - (9) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第 1 のいずれかに該当する者を下請負人（一次又は二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (10) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第 1 のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第 2 に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
 - (11) 乙又は下請負人（一次又は二次下請け以降すべての下請負人を含む。）若しくは再委託先（すべての再委託先を含む。以下同じ。）が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第 1 のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第 2 に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。
- 2 前条第 1 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 39 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 38 条及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲による解除の場合の違約金）

第 40 条 甲が第 38 条第 2 項に基づき本件契約を解除した場合には、乙は、解除の日を基準日とする履行期間の残期間にかかる委託料の 10 分の 1 に相当する金額を、違約金とする。

- 2 前項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 3 前 2 項の規定は甲の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第 1 項に定める違約金を超える損害が甲に生じている場合には、甲は、乙に対して当該超過額につい

て損害賠償を請求することができる。

(特定の違法行為に対する契約解除権)

第41条 甲は、乙が本件契約に関し、第35条各号のいずれかに該当すると認めるときは、本件契約を解除することができる。この場合において、第39条第2項の規定は適用しない。

(乙の契約解除権)

第42条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。

(1) 第37条の規定により、甲が業務の内容を変更し、又は業務を一時中止したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が本件契約に違反し、その違反によって本件契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により本件契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不可抗力、法令変更等の場合の解除)

第43条 甲又は乙は、不可抗力、本件契約の締結後における法令変更その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、又は業務の継続に過分の費用を要する場合には、本件契約終了に伴う権利義務関係等について協議のうえ、本件契約を解除することができる。その場合、甲は、乙の行った業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに乙に支払う。

(解除に伴う対応)

第44条 乙は、本件契約の解除により終了する場合で甲が本施設での業務を継続しようとする場合には、甲の要求に基づき、業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）への適正な運転等に関する教育を行ったうえで、引継ぎを行うものとする。

2 乙は、前項の場合において、甲が要求するときには、後任事業者が業務を継承するまで、本件契約の終了にかかわらず、業務を継続することとする。

3 乙は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する乙の責任による処置を終了したときは、後任事業者に対し、本件施設を引き渡す。

4 甲は、第2項に基づき乙が本件契約の終了後において業務を継続した場合、本件契約等に基づき算定した委託料を、乙が後任事業者への引き渡しを終了するまでの期間、乙に支払う。この場合の支払条件等については、甲及び乙の協議により定める。

5 乙は、本件契約の解除による終了に際して、本件施設内に乙が所有又は管理する機械器具、仮設物その他物件（乙が業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置について、甲の指示に従わなくてはならない。甲は、乙に対して、期間を定めて乙の責任及び費用において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。

6 甲は、前項の場合において、乙が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、乙に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。乙は、この場合、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償等)

第45条 業務に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本件契約等に従った業務を実施せず、又はその他本件契約等の定めるところに違反し、甲に損害を生じさせたときは、甲に対して、生じた損害を賠償しなければならない。

第10章 その他

(第三者への損害)

第46条 乙は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第47条 乙は、業務に係る損失や損害に備え、かつ本件契約等に規定する損害賠償に係る責務を担保するために、自らの責任と費用において別紙2に定められた内容の保険を付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに甲に報告しなければならない。

(公租公課の負担)

第48条 本件契約等及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて乙が負担する。甲は、乙に対して委託料に対する消費税及び地方消費税の額を支払う以外、本件契約等に関連するすべての租税について、本件契約等に別段の規定がある場合を除き負担しない。

(秘密の保持)

第49条 乙は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務の遂行に当たって個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む）を含む。）を含む。）を取り扱う場合は、別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等による不当介入を受けたときの義務)

第50条 乙は、契約の履行に際して、乙又は乙の再委託先が暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 不当介入に対し、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務の遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには業務発注所属と協議を行うこと。

2 甲は、乙から前項第1号の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、乙を適切に指導するものとする。

3 甲は、乙が第1項第1号に規定する報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措

置をとるものとする。

- 4 甲は、乙が不当介入をうけたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときは、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長を行うものとする。

(契約外の事項)

第51条 本件契約等に定めのない事項又は本件契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

別紙 1

委託料支払明細表

令和 8 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 8 年	4 月	**, ***, *** . -
	5 月	**, ***, *** . -
	6 月	**, ***, *** . -
	7 月	**, ***, *** . -
	8 月	**, ***, *** . -
	9 月	**, ***, *** . -
	1 0 月	**, ***, *** . -
	1 1 月	**, ***, *** . -
	1 2 月	**, ***, *** . -
令和 9 年	1 月	**, ***, *** . -
	2 月	**, ***, *** . -
	3 月	**, ***, *** . -
計		¥0 . -

令和 9 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 9 年	4 月	**, ***, *** . -
	5 月	**, ***, *** . -
	6 月	**, ***, *** . -
	7 月	**, ***, *** . -
	8 月	**, ***, *** . -
	9 月	**, ***, *** . -
	1 0 月	**, ***, *** . -
	1 1 月	**, ***, *** . -
	1 2 月	**, ***, *** . -
令和 1 0 年	1 月	**, ***, *** . -
	2 月	**, ***, *** . -
	3 月	**, ***, *** . -
計		¥0 . -

令和 1 0 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 1 0 年	4 月	**, ***, *** . -
	5 月	**, ***, *** . -
	6 月	**, ***, *** . -
	7 月	**, ***, *** . -
	8 月	**, ***, *** . -
	9 月	**, ***, *** . -
	1 0 月	**, ***, *** . -
	1 1 月	**, ***, *** . -
	1 2 月	**, ***, *** . -
令和 1 1 年	1 月	**, ***, *** . -
	2 月	**, ***, *** . -
	3 月	**, ***, *** . -
計		¥0 . -

令和11年度（消費税及び地方消費税額含む）

年	月	委託料支払額（円）
令和11年	4月	**, ***, *** . -
	5月	**, ***, *** . -
	6月	**, ***, *** . -
	7月	**, ***, *** . -
	8月	**, ***, *** . -
	9月	**, ***, *** . -
	10月	**, ***, *** . -
	11月	**, ***, *** . -
	12月	**, ***, *** . -
令和12年	1月	**, ***, *** . -
	2月	**, ***, *** . -
	3月	**, ***, *** . -
計		¥0 . -

令和12年度（消費税及び地方消費税額含む）

年	月	委託料支払額（円）
令和12年	4月	**, ***, *** . -
	5月	**, ***, *** . -
	6月	**, ***, *** . -
	7月	**, ***, *** . -
	8月	**, ***, *** . -
	9月	**, ***, *** . -
	10月	**, ***, *** . -
	11月	**, ***, *** . -
	12月	**, ***, *** . -
令和13年	1月	**, ***, *** . -
	2月	**, ***, *** . -
	3月	**, ***, *** . -
計		¥0 . -

別紙 2

保険の加入

乙は、本件契約第 4 7 条に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 必須項目

第三者損害賠償保険（同様の内容を含む保険への付保も可とする。）

対 象：業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の
賠償責任を負担する場合に被る被害

付保期間：履行期間

保険期間：履行期間以上（1 年毎の更新可）

対 物：任 意

2. 乙が上記以外の保険を付保する場合は、協議による。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約によ

る業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第 9 において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第 9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第 6 の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第 10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第 11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第 12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第 13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第 6 の規定により甲の

承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いため、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が朝明広域衛生組合と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。